



消費者庁イラスト加工

「以前注文を受けた健康食品を送ります。代金は3万円。そのときの録音も残っている」と突然電話があった。注文した覚えはないと答えると、電話が切れた。

健康食品の送り付け商法にご注意ください！

ここが重要ベニ！！



- 「注文いただいた健康食品を送ります」などと突然電話があり、申し込んでいないと伝えても、強引に送り付けて代金を支払わせようとする送り付け商法の相談が寄せられています。
- 注文した覚えがなく、購入するつもりもなければ、「注文していません。もう電話はかけないでください」ときっぱり断りましょう。
- 断ったにもかかわらず商品が届いてしまった場合は、受け取りを拒否しましょう。電話で断り切れず商品が届いてしまった場合でも、クーリング・オフが出来ることがあります。
- 困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン188い や やもご利用ください

山形市公式LINE
にて毎月センター
情報を配信中です

